

第18号議案

押印手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例制定の件

押印手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

押印手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例

(加東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 加東市固定資産評価審査委員会条例(平成18年加東市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(加東市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 加東市職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年加東市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印し」を「署名し」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(加東市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 加東市火入れに関する条例(平成18年加東市条例第155号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の各条例に基づく様式(次項において「旧様式」という。)でなされた申出、申請等は、この条例による改正後の各条例に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

- 3 この条例の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第18号議案 要旨

押印手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

押印手続を見直し、行政手続の効率化を推進するため、関係する条例を改正するための条例を制定する。

2 改正内容

次に掲げる条例について、押印手続を見直すこと。

- (1) 加東市固定資産評価審査委員会条例（第1条関係）
- (2) 加東市職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）
- (3) 加東市火入れに関する条例（第3条関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければ</u> ならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名しなければ</u> ならない。</p>

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

○加東市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正(第2条関係)

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出しなければ、その職務を行ってはならない。

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書
(略)

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出しなければ、その職務を行ってはならない。

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書
(略)

氏名 印

○加東市火入れに関する条例の一部改正（第3条関係）

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書

（略）

申請者 住所

氏名 印

（略）

氏名 —

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書

（略）

申請者 住所

氏名 —

（略）